

平成20年度公営交通事業関係 予算に関する要望書

全国公営交通事業都市議長会は、平成20年度政府予算における公営交通事業対策について別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、公営交通事業をめぐる現下の実情を十分ご覧察いただき、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

平成19年11月

全国公営交通事業都市議長会

会 長 奥 谷 進

(青森市議会議長)

1 . 経営基盤の強化について

1 . 地方交付税による財政措置の充実強化について

公営交通事業は、輸送需要の縮小、交通に対するニーズの多様化・高度化、環境問題、規制緩和、交通バリアフリー新法への対応等により、地域交通を取り巻く環境が大きく変化する中で、その経営は極めて厳しい状況にある。

特に、乗合バス事業については、平成14年2月の需給調整規制の廃止により、競争原理が導入され、路線バスの参入及び撤退が自由化される中、地域における生活交通の確保という行政課題に取り組むことが求められている。

各都市においては、事業効率化のため、一部路線の廃止、民間への事業譲渡、事業委託といった経営体質改善に取り組んでいるが、一般会計からの多額の繰り入れを余儀なくされており、地域の生活交通を確保するためには適切な財政措置が必要不可欠である。

よって、公営交通事業の経営基盤強化を図るため、各地域の実情に応じた適切かつ十分な財政措置を講ずるとともに、公営交通事業に対する各市の一般会計からの補助金等について地方交付税による財政措置の充実強化を図ること。

2 . 退職給与及び地方公営企業職員に対する財政支援について

バス事業等に係る退職者の急増に伴う退職手当の負担軽減を図るため、退職手当債の発行要件の更なる緩和を図るとともに、地方公営企業職員に係る基礎年金拠出金に対する地方公営企業繰出基準の緩和及び路面電車事業の職員に係る共済追加費用負担について地方公営企業繰出基準の対象とすること。

2 . 地域住民のバス路線維持及び生活交通確保について

乗合バス事業は、通勤、通学、通院、買い物等地域住民の日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしてきているが、過疎化の進行、モータリゼーションの進展等により利用者が恒常的に減少しており、事業者の多くが赤字という極めて厳しい現状にあり、地域交通体系の崩壊も懸念される。

一方、バス路線の廃止は高齢者や学童、障害者など自ら交通手段を持たない交通弱者の生活の足を奪うことにもなり、地域の活性化にも大きな影響が生じる。

よって、地域住民のバス路線維持に係る国庫補助制度の更なる充実を図るとともに、生活交通確保対策について財政措置の強化を図ること。

併せて、地域公共交通の維持、活性化を図るため、地方公共団体等が中心となっていく地域公共交通の活性化及び再生に関する取組みについて、財政支援や税制措置、地方財政措置などの各種支援の強化を行うこと。

3．国庫補助制度の拡充について

1．バス事業について

(1) 地方バス路線維持対策事業について

地域住民の生活に必要不可欠なバス路線を維持するため、地方バス路線維持対策事業の所要額を確保すること。

(2) 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業について

オムニバスタウンの整備、連節バスシステムやコミュニティバス、パークアンドバスライド等の導入のほか、バスロケーションシステム等の整備を推進する自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業の所要額を確保すること。

(3) 公共交通移動円滑化事業について

高齢者や障害者を含め、誰もが公共交通機関を円滑に利用できるようにするノンステップバスの普及促進や、地域の多様なニーズに応じたバス交通の実現を図る地域バス交通活性化事業を推進するため、公共交通移動円滑化事業の所要額を確保すること。

(4) 低公害車普及促進対策事業について

大都市地域等における自動車を起因とする大気汚染問題の改善を図るため、CNG（圧縮天然ガス）バスやハイブリッドバスの導入等に対して補助を行う低公害車普及促進対策事業の所要額を確保するとともに、補助制度の更なる拡充を図ること。

2. 路面電車事業について

鉄道軌道輸送高度化事業費補助金のうち、安全に関する設備整備について、地方公共団体を対象事業者とすること。

3. 地下高速鉄道事業について

大都市における通勤・通学等交通混雑の緩和、都市基盤整備に重要な役割を果たしている地下高速鉄道の計画的な整備促進を図るため、新線建設、バリアフリー化、耐震補強対策等に対して補助を行う地下高速鉄道整備事業の所要額を確保すること。

4．公営企業債の拡充について

1．公債費負担対策について

地方自治体が高金利時に借り入れた高金利地方債の負担軽減対策については、平成19年度政府予算において公的資金の繰上償還を補償金なしで行える公債費負担対策が講じられたところであるが、対象地方債及び対象団体について更なる要件緩和を図ること。

2．交通事業債について

乗合バス事業について、車両、営業所及び車庫等の施設の整備事業に係る交通事業債の所要額を確保するとともに、元利償還金に対する一般会計からの繰入れ制度を創設し、その所要額について地方交付税で措置すること。

5 . 道路交通環境の整備について

1 . 道路交通環境の整備について

道路交通の円滑化を図るため、狭あい道路の拡幅、道路側溝の暗渠化、電柱の移設、待避所の設置、交差点の隅切り・改良、バイパスの設置等を積極的に推進するとともに、PTPS（公共車両優先システム）等、公共交通機関優先施策を確保すること。

2 . 公共輸送機関の優先通行について

バス輸送の迅速化を図るため、バスレーンの拡充・強化及びバスレーンのカラー舗装化等バス優先通行対策を推進すること。

また、バス・路面電車の優先通行のための信号を増設するとともに、路面電車の軌道敷地内への車の乗り入れ等について更に規制を強化すること。

3 . 交通需要マネジメント施策の推進について

エネルギー資源の効率的運用、環境対策、交通渋滞の緩和及び交通事故防止に資するため、自動車交通量の抑制や自家用車から公共交通機関への転換を促す交通需要マネジメント施策を積極的に推進すること。